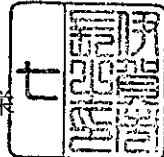




伊環第1534号
平成30年4月16日

三重県知事 鈴木 英敬 様

伊賀市長 岡本 栄



(仮称) 平木阿波ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について (回答)

みだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

株式会社グリーンパワーインベスメントの (仮称) 平木阿波ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書 1部

事務担当
伊賀市人権生活環境部環境政策課
藤 田
TEL: 0595-20-9105
FAX: 0595-20-9107

株式会社グリーンパワーインベスメントの（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	・工事中及び供用開始後に懸念される騒音及び低周波音等について、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない、風力発電設備等の配置の検討等により、騒音又は低周波音等の影響を極力回避・低減すること。
2	・風車の影について、ブレードの影が回転することにより地上に明暗が生じ、住民に不快感を与えることが懸念される。風力発電設備等の配置の検討等により、その影響を極力回避・低減すること。
3	・事業実施想定区域は山地であり、工事途中及び本事業の実施に伴う地形改変や気象現象により、土砂や濁水の流出、水量の変化等が懸念される。工事途中及び供用開始後について、適正な環境影響の調査・予測及び評価を行ない、土砂・濁水の流出や水質・水量の変化による影響を極力回避・低減すること。
4	・当該地域近傍には既設の風力発電設備が存在し、また他の風力発電事業が計画されている。風力発電設備が多数周囲に存在することによる心理的な圧迫感や累積的な影響、工期が重なることによる交通量の増加等についても考慮し、影響を極力回避・低減すること。
5	・当該計画地内において、市管理道路、河川、法定外公共物に支障が出る場合は、事前段階より協議願いたい。
6	・平成30年4月2日より、「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」が施行され、当該施設は同条例に基づく手続きが必要となることから、協議願いたい。
7	・当該計画区域は地域森林計画対象森林に該当するため、森林法に基づく手続きを行うこと。
8	・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発

	<p>見した場合は、文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議願いたい。</p> <p>9</p> <ul style="list-style-type: none">・オオサンショウウオの生息域となるので、周辺の河川に触れる様な工事をする場合、現状変更の届出等が必要となる。河川に触る工事をする計画がある場合は事前協議を願いたい。
--	--